破産手続廃止

平成２５年（フ）第１０６号
川崎市宮前区野川2608番地８
破産者　ワイ・エム・エス株式会社
１　決定年月日　平成25年６月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第１２５７号
福岡県糟屋郡篠栗町大字乙犬1002番１
破産者　有限会社ソノダコーポレーション
１　決定年月日　平成25年６月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１７０３号
福岡市博多区東月隈５丁目８番12号
破産者　株式会社宝建設
１　決定年月日　平成25年６月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２０４２号
福岡県糟屋郡粕屋町大字内橋589番地の10
破産者　有限会社岡田工業
１　決定年月日　平成25年６月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第５２８号
栃木県宇都宮市清住１丁目８番11号、前住所
栃木県宇都宮市簗瀬町1548番地２
破産者　湯澤　泰三
１　決定年月日　平成25年６月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第５２９号
栃木県宇都宮市清住１丁目８番11号、前住所
栃木県宇都宮市簗瀬町1548番地２
破産者　湯澤　セツ
１　決定年月日　平成25年６月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第５３０号
栃木県宇都宮市清住１丁目８番11号、前住所
栃木県宇都宮市簗瀬町1548番地２
破産者　湯澤　洋文
１　決定年月日　平成25年６月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第１２８号
栃木県宇都宮市立伏町471番地208
破産者　有限会社ユタカ総合サービス
１　決定年月日　平成25年６月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第１５３号
栃木県下都賀郡壬生町大字壬生丁229番地19
破産者　有限会社しもつけ
１　決定年月日　平成25年６月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第１７２号
栃木県宇都宮市簗瀬町1548番地２
破産者　株式会社仲屋
１　決定年月日　平成25年６月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第８９号
栃木県足利市久松町48番地
破産者　関東帳簿株式会社
１　決定年月日　平成25年６月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２５年（フ）第２１号
栃木県足利市大前町619番地２
破産者　有限会社増田モータース商会
１　決定年月日　平成25年６月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２５年（フ）第１１０号
相模原市南区下溝321番地13
破産者　有限会社ケイアンドエフ
１　決定年月日　平成25年６月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第１０１号
新潟県上越市北城町１丁目17番14号
破産者　株式会社ミック
１　決定年月日　平成25年７月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所高田支部

平成２４年（フ）第３５２号
金沢市浅野本町２丁目15番33号
破産者　株式会社いづみ屋兄弟商店
１　決定年月日　平成25年７月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第９９号
岐阜県多治見市市之倉町４丁目78番地
破産者　有限会社ヤマカ加藤商店
１　決定年月日　平成25年７月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２５年（フ）第４５号
愛知県豊橋市三ノ輪町字本興寺２番地の54
破産者　宮路土木株式会社
１　決定年月日　平成25年７月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第１５号
和歌山県田辺市明洋１丁目３番８号
破産者　有限会社紀州ネットワーク
１　決定年月日　平成25年７月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所田辺支部

破産手続終結

平成２４年（フ）第１９０３号
札幌市東区東苗穂２条３丁目３番43号
破産者　日本アクシス工業株式会社
１　決定年月日　平成25年６月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２８８号
栃木県宇都宮市東横田町568番地７
破産者　有限会社井上建築
１　決定年月日　平成25年６月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第９５号
栃木県佐野市天明町2707番地
破産者　株式会社三木商店
１　決定年月日　平成25年６月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２４年（フ）第１０９号
石川県小松市岩渕町チ98番地
破産者　キャストパーツ有限会社
１　決定年月日　平成25年６月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
金沢地方裁判所小松支部